

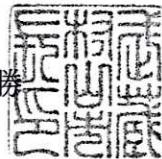


武発第911号
平成22年8月24日



陸上自衛隊 立川駐屯地司令
伊東 伸基 様

武藏村山市長 藤野 勝



立川飛行場に関するヘリコプター騒音の軽減対策等について（要請）

立川飛行場に関するヘリコプターの飛行につきましては、従来から「立川市との飛行場運用開始に伴う事前協議」に基づき飛行高度及び飛行経路を遵守していただいているところであります。

しかしながら、ヘリコプターの飛行経路下にある当市大南地域及び周辺地域は市街化が進展し、地域住民からヘリコプター騒音に対する苦情や安全確保に関する要望が多く寄せられております。

貴職におかれましては、周辺地域の実情を十分に御理解いただき、下記の事項につきまして対策を講じていただきたく要請します。

記

- 1 「立川市との飛行場運用開始に伴う事前協議」の協議事項を遵守すること。
 - (1) 訓練飛行は必要最小限にとどめ、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び入学試験時期等の特別な日並びに午後8時から翌日午前8時までの時間帯は、訓練飛行を行わないこと。
 - (2) 飛行場内において規定の飛行高度を確保するとともに、飛行経路を遵守すること。
 - (3) その他の協議事項を遵守すること。
- 2 飛行場以外の上空では、ホバリング等の危険を伴う訓練飛行は絶対に行わないこと。
- 3 毎年実施されている立川防災航空祭の編隊飛行を中止すること。やむを得ず実施する場合は、必要最小限の飛行にとどめること。
- 4 立川市との間で協定が締結された昭和55年当時と比較して、市街化の進展など基地周辺地域の環境が大きく変化しているため、協定書及び昭和57年に立川市との間で交わされた事前協議の内容を見直すこと。なお、見直しの際には、飛行経路下にある周辺自治体の意見を聴取すること。